慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三二一〕 一人会社の代表取締役が株主総会の特別決議を経ずにした経営委任(京都地裁昭和六一年五月七日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.4 (1992. 4) ,p.178- 185
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920428-0178

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を契機にさらに慎重に論議をつみかさねていかねばならない。

（参考文献）

「学習指導要領の法的拘束性」法律時報六二巻四号特集
「学習指導要領の改訂をめぐって」ジュリスト九三四号特集
「教師と新学習指導要領」季刊教育法八〇号総特集
上村貞美「本判決評釈」法学教室一一七号九四頁
岩渕正紀「本判決評釈」法曹時報四二巻六号二一〇頁
岩渕正紀「本判決評釈」ジュリスト九五四号九七頁
森英樹「本判決評釈」法学セミナー四二四号一二〇頁
田中館照橘、法令解説資料総覧九八号九四頁
佐藤司、判例評論三八〇号（判例時報一三五五号）一一頁
成嶋隆、判例セレクト'90（法学教室一二六別冊）一四頁
神戸税関事件判決（最判昭和五二・一二・二〇民集三一巻七号一一〇一頁）
学力テスト事件最高裁判決（最判昭和五一・五・二一刑集三〇巻五号六一五頁、判例時報八一四号三三頁、別冊ジュリスト憲法判例百選（第二版）I「教育を受ける権利と教育権」三〇頁
兼子仁「教育法」（新版）四一八頁
山崎真秀「現代の国家権力と法・教育」筑摩書房「現代法律学全集」五三巻五五頁、有倉遼吉「教育の国家基準」二三二頁
大学基準協会「大学基準協会十年史」二〇六頁
牧征名「教科書使用の法的性質」季刊教育法三〇号三七頁
平原春好「日本の教育課程」一八八頁

〔商法　三二一〕　一人会社の代表取締役が株主総会の特別決議を経ずにした経営委任

（損害賠償請求事件　京都地裁昭五六（ワ）一六六一号　昭六一・五・七民一部判決、棄却（確定）　判例時報一二〇四号一四四頁、判例タイムス六一七号一四九頁）

〔参照条文〕

商法二四五条、三四三条

〔事　実〕

X会社はタクシー運送業を営む株式会社である。Yは勤務していた他のタクシー会社を昭和四六年頃退職し、X会社に雇用され、営業部長の役名のもとに労務管理の仕事に従事していたが、昭和四七年頃取締役に就任した。X会社の代表取締役Aは、当時X会社の全株式を保有していたが、他にも各種の会社を経営して忙殺されていたので、X会社の経営に関与することが困難であった。そこで昭和四七年六月頃、X会社の経営をYに委

任することとし、その旨の合意をした。Yはその合意に基づきX会社の経営全般を取りしきることになったが、右委任の内容についてAとYが折衝した結果、AとYは所有と経営の分離の精神に則り、X会社の経営をYに委任し、AはYの経営に干渉せず、その委託の始期は昭和四八年三月二一日、契約期間は三ケ年単位とし、その間、YはAに毎月運営委託料金二四〇万円を支払い（但し、増車のあったときは一両あたり四万円の割合で増額する）、Aは代表取締役として給与を金二〇万円、交際費は最高金一〇万円までは保証され、X会社の土地購入、建物建設費等の負債は、右運営委託料の中から支払い、その残金はAに支払われるが、Aはこれを車庫の確保資金に使用する。YはX会社の収支決算をなし、その決算書の毎月分を翌月一三日にAに提出し、決算より利益が生じた場合は、これをYの所有として処理する旨を約定し、その旨記載した覚書を作成した。

ところでYは、昭和五五年三月三日日野ゴルフ場のゴルフ会員権を買ったが、その代金の支払には、X会社振出名義の金額一〇万円の約束手形一二枚、合計金一二〇万円を振り出すとともに、X会社の現金三〇万円を支出してなした。

また、Yは、昭和五三年三月一四日、京都トヨペット株式会社から自動車一台を代金一二一万九六〇〇円で買ったが、その内金八〇万四千円もX会社振出名義の金額五万三六〇〇円の約束手形一五枚、合計金八〇万四千円を振出して支払った。

また昭和五四年二月一六日、株式会社日光社から買った自動車一台の代金二五〇万円の内金八九万八六二一円の支払も、X会社名義の金額九万円のもの九枚と、金額金八万八六二一円のもの一枚の約束手形一〇枚、合計金額金八九万八六二一円を振出して決済した。

このことに対しX会社は、これはYがその地位を利用し自己または第三者の利益を計るために勝手に権限なくX会社の資金を流用する不法行為をなし、これによってX会社に合計金三二〇万二六二一円の損害を与えたとして、Yに対し本訴を提起し、その損害金とこれに対する利息を請求したのが本件である。

本訴においてX会社は、経営委任契約の締結を否認し、この契約はA個人とYが締結したものであるからX会社に対しては拘束力がないこと、また仮にこれが認められるとしても、右経営委任契約については商法三四三条所定の株主総会の決議を経ていないから右契約は無効であること、仮にこれが有効だとしても経営委任契約で定められたYの所有にできるX会社の利益はAとYとが協議して定めた金額を、Yの給与または賞与の名目で取得できるものであり、このようにして定めた金額、及び名目の金よりほかのものをYは利益として取得できないと主張した。

Yは、YおよびAはX会社の経営全部の委任契約を締結し、右契約においてYが毎月一定の給付金を支払えばその余の利益をYが取得できる旨合意しているから、前記支出金等はYが取得できる利益金であるから、X会社に無断で権限なく行ったも

のではないと主張した。

これに対し、判旨は、X会社はその代表取締役のAが全株式を保有している実質上同人の個人企業とも目すべきものであり、同人がその経営に関与するのが困難な事情のため、Yにその経営を委任した等の契約締結の経過や実情及びその内容から、この契約は、A個人とX会社（その代表取締役のAが代表）及びYの三者が締結したものと認定した上で、この契約につき商法所定の手続が経由されていないことについて、「商法二四五条一項二号の規定は、株主の保護を図ることを目的とするものと認められるところ、前記認定のとおり、前記経営委任契約締結時及びその後の契約期間中、AはX会社の全株式を保有していたものであり、かかる者が前記経営委任契約を締結している以上、右商法所定の手続を経由していなくても、X会社の株主の保護につき危惧される点はないので、右手続を経由していなくても、右契約は有効であるものと解するを相当とする」とし、X会社の請求を棄却した。

〔研　究〕

商法二四五条は、経営委任について、営業全部の賃貸、損益共通契約および他の会社の営業全部の譲受の場合と同様、これをなすには株主総会の特別決議を要する旨規定している。

経営委任は企業の経営を全部他人に委任する契約で、これにはその損益が委任者に帰属する場合と、受任者に帰属する場合の二つがある。その損益が委任者に帰属する場合はいわゆる経営管理契約で狭義の経営委任ではなく、受任者に帰属する場合が狭義の経営委任契約である。後者の場合、受任者は委任者から広範な包括的代理権が与えられ、自己の計算で自己の裁量に従って経営を行う。そして委任者は受任者から一定の報酬または配当保証等を受けるので、この場合はその実質において営業の賃貸借と同一ともいいうるが、両者の相違は、経営委任の場合は受任者がその営業の経営を委任者の名をもって行う点にある（落合・新版注釈会社法五巻二七四頁）。本件の場合は、AはYの経営に干渉せず、YがX会社の名においてその営業全部の経営を自己のために行い、YはAに毎月運営委託料金ほかを支払うのであるから、狭義の経営委任であるということができる。ただ会社が経営委任する場合は、株主総会の特別決議を経て代表取締役が受任者と契約をし、その運営委託料金等も会社に支払うことになるはずである。本件ではその点が明瞭ではなく、その合意も運営委託料金の支払等もすべてYとAとの間でのみなされているようであるが、もしそうであれば不当である。

ところで、経営委任に法が株主総会の特別決議を要するとしたのは、経営委任は契約によってなすものであり、一旦契約がなされると、営業全部を他人の手に任せるようなことになるので、かかる契約をなすには株主保護のために、それについての株主の意思を問うものとしたのである（落合・前掲五巻二七三頁）。本件の場合、X会社の株主はAのみであるから、かかる場合にも株主総会の特別決議を要するか否かが問題となる。

わが商法には一人会社についての規定がないため、わが国で一人会社が肯定されるか否かについては古くから議論があり、それについて肯定説と否定説が存していた。肯定説は、昭和一三年の改正前商法では、株式会社の設立には七人以上の発起人あることを要すと規定されており（商法一一九条）、発起人は株式を引き受けなければならないとされていたし、「株主が七人未満に減ずる」と会社は解散するとされていた。ところが昭和一三年の法改正ではこの解散原因を削除し、しかも合名会社・合資会社・有限会社が解散原因としている「社員が一人となりたること」という規定を解散原因に加えなかったことを根拠としている（田中耕・改訂会社法概論下五五一頁、鈴木・会社法増補版二二五頁、石井・新版商法1㈠一七二頁、松田・鈴木忠・条解株式会社上一二頁、西原・会社法一一三頁、大隅・新版会社法概説七一頁）。つまり、昭和一三年法以前は七人以上の株主の存在が株式会社の成立要件であるとともに存続要件であったが、昭和一三年の法改正によってそれは会社の成立要件ではあっても存続要件ではなくなったということである。このほか肯定説はその根拠として、企業維持の思想から一人会社を認めることが国民経済上望ましいとか、会社が発行した全株式が一人の手中に帰属しても更にそれが他に譲渡され、複数の株主が生ずる可能性があること、更には一人会社を否定しても実行性がないこと、又会社が無記名株式のみを発行した場合には（平成二年改正前商法参照）その会社が何時一人会社になったかが不明であるとか、個人企業者が有限責任制をもとめるのは必ずしも不当ではないことなどを上げている。これに対し否定説は、合名会社は会社は社員が一人となったら解散するとしているが（商法九四条四号）、会社は社団であり、二人以上の人から組織される団体を実体として法人たることが認められているのであるから（商法五二条）、株式会社の場合も明文はなくても株主が一人となれば解散すると解するのが当然であるとしている（田中誠・全訂会社法詳論・下一〇一八頁）。また一人会社を認めると、自然人たる個人の有限責任制度と、税法上の利益とを享受しようとし、また親会社が名義上子会社を設けて経理上勝手な処理をするという狡滑な目的に悪用される弊害も大きいことをその理由としている（田中誠・前掲一〇一八頁、田中博士も現在は肯定説である。再全訂会社法詳論・下一〇八二頁）。

肯定説は、否定説が会社が社団である以上、株式会社の場合も株主が一人となればその旨の規定がなくても解散するとする点に対して、株主が数人いても、一人以外はみな名目上の株主であるような場合もあり、こういうのを問題とするとすれば、法人格否認の法理等の別の理論で考えるべきだとしている（鈴木・竹内・会社法三八六頁）。また社員資格が物化している株式会社においては、社員の員数は株式の複数を意味し、株式が複数である限り株式会社の社団性は維持されているとし（菅原「一人会社」法学三七巻一号四七頁）、一人会社は潜在的社団であるとしている（西原「株式会社の社団法人性」株式会社法講座一巻七五頁）。また、個人の有限責任制度に関しても、法人は一定の財産関係

を分別し、この財産関係と同じ仕方で法的に処理する技術であるとして、法人化への条件が存在しなくても財産関係の分別と独立があれば、法人としてよいとする説もある（川島「企業の法人格」商法の基本問題・田中先生還暦記念一八五頁）。また、一人会社が税法上の利益を享受することになるとする点についても、個人企業の所得税が法人税よりも不利とされていることが妥当なのか否かがその前提問題として検討されねばならないとし、それは税負担の公平と法人企業の保護という二つの要請をどのようにして調和させるかという租税政策の問題であるとしている（菅原・前掲四二頁）。しかし、肯定説が物化された社員資格が一人の手中に複数的に帰属しているところに潜在的社団性を認めようとしていることについても、かかる論理からすれば、究極的には少なくとも複数の株主をつくり出すことのできる最低二株の未発行株式がある限り、所謂無人会社であっても潜在的社団性を見出しうるから、これを肯定しうることになるとする説もある（清水・会社法概論三三八頁）。そして潜在的社団性についても、これが株式分散の可能性を相続・遺贈などの偶然的な事情に基づいて全株式が一人の株主に帰属した一時的・例外的な一人会社を許容する理論的な理由ならばともかく、計画的・永続的な一人会社ではその可能性は全く欠如していると述べる説もある（大野「一人会社について」埼玉大学社会科学論集三〇巻一二八頁）。

法が一人会社の存在を肯定していると解すべきか否かは、昭和一三年の法改正に際しそのことが何回も議論され、その上で株式会社において株主七名の存在を会社の存続要件からはずしたということから見ても、わが国では、一時的な一人会社も、また計画的永続的な一人会社も、ともにこの時の改正によって法が許容したと解すべきだと考える。それは、このことは昭和一三年の法改正にあたってそのことが何回も議論され、その上で株主七名の存在を会社の存続要件からはずしたこと、またこの頃の文献から見ると、わが国に当時一人会社が現実に多数存在していたことが認められているからである（松波・改正日本会社法一五一三頁、間・会社法要論下巻三一七頁、松本・日本会社法論四一一頁）、この時の立法の提案者の一人である松本博士も「我邦に於いても事実上或一会社又は一個人が会社の株式全部を所有する一人会社が多数存在している。此の場合においては、名義上他の数人の株主を設け、其株券に白紙委任状を付して自己の手に納めて置くのである。既に此の如き一人会社の事実上の存在あり且之を認むる実用あるとすれば、七人の株主を会社存続の要件とするを廃するを可としかも之に代はるべき規定を設くる必要はないのである」と説明しておられることからも明らかである（「商法改正要綱解説」法学協会雑誌五〇巻二号一二五頁）。否定説によれば、会社は社団であるから社員が一人となれば当然会社は解散するが、法が「社員が一人となりたること」を解散事由としたのは、社団法人の解散原因として当然のことを注意的に規定したと解すべきだと説いているが、もしそうであるならば、商法が「本法に於いて会社とは……社団をいう」と規

定しているのに（商法五二条）、わざわざ合名会社において「社員が一人となったことを会社の解散事由にしているだけではなく（商法九四条四号）、それを合資会社に準用し（商法一四七条）、更に今回の改正前有限会社も「社員が一人となりたること」を解散事由として規定していた意味が不明である（有限会社法六九条一項五号）。以上の考察からして、わが国では、昭和一三年法改正後は、法がその存在を積務的に肯定したと考えるのが妥当であると思う。

今日では、株式会社においては株主が一人となっても会社は解散しないと解するのが通説であり（菅原「一人会社について」商事法務六〇〇号六頁以下参照）、判例も最高裁判決を始め、下級審でもこれを認めている（最高裁判決昭和四七・三・九の原審判決、名古屋高裁判昭和四二・一二・二判時六六三号八八頁、大阪地判昭和四四・三・一八週間金融商事判例一六七号一八頁、大阪地判昭和四七・三・八判時六六六号八七頁、仙台地判昭和四五・三・二六判時五八八号三八頁、最高裁判決昭和四六・六・二四の原審判決、大阪高判昭和四三・四・一八民集二五巻四号六一八頁）。昭和四六年六月二四日の最高裁判決も、一人会社が認められるか否かという直接の判例ではないが、一人会社の株主総会について一人会社が肯定されているという前提にたっている（民集二五巻四号五九六頁）。更に平成二年の改正では、株式会社の設立に七人以上の発起人を要求していたのを（商法一六五条）改め、発起人は一人でもさしつかえないとした（改正商法一六五条参照）。これは、仮に法律が発起人を複数要求したとしても他人の名義を借りるなどして容易に潜脱することが可能であるし、そのために名目だけの発起人が利用された場合には法律関係を無益に混乱させることになる。また、債権者保護のためには発起人が複数存在することよりも財産的基礎の確定が重要だとしてこのように改正したのである。そこで、これは従来の通説・判例を前提としているとはいえ、現在は法が会社成立の時から一人会社を肯定したと見ることができると考えられる。

そこで一人会社と株主総会の関係であるが、一人会社も会社である以上、会社法の規定が原則としてそのまま適用されなければならない。したがって一人会社も株主総会等の各機関が必要であることはいうまでもない。ところで株主総会を招集するには、招集権を有する者が法定の手続きに従って招集することを要する（商法二三二条以下）ので、一人会社の場合も、招集権者による適法な招集手続きがないと招集手続きに瑕疵があり、株主総会決議不存在または取消の訴の原因となるかが問題となる。しかし一人会社の場合は株主は一人であるからその株主が出席すれば株主全員が出席したことになり、全員出席総会となる。

全員出席総会については、従来の通説（松本・前掲二五二頁、田中耕・前掲三四八頁、松田・会社法概論一八六頁）、判例（大判・昭和七・二・一二民集一一巻三号二〇七頁）は適法な招集権者による招集がないかぎり、たとえ株主全員が出席してもそれは単なる株主の会合にすぎず、その会合でなした決議は株式会社の機関た

る株主総会の決議ではないとして無効と解していた。これに対し、近時の通説は、商法が株主総会の招集について各株主に通知しなければならないとしたのは、主として株主の利益保護の趣旨であるから、全株主がこの利益を放棄し総会で異議なく決議を行った場合に、これを無効若しくは取り消し得べきものとする理由はないとして、これを有効と解している（田中誠・前掲上三七八頁、四二二頁、石井・株主総会の研究一八六頁、大隅・会社法論中一一頁、西原・株式会社法講座三巻八七三頁、鈴木・新版会社法一一八頁、河村・株主総会の研究五三頁）。

これに対し無効説は、株主総会は法の特に認めた会社の機関であり、株主の集合ではないから、招集権者による法律の手続きに従ってのみ法律上の株主総会なる機関が成立するとする（片山・前掲六〇一頁）。また、法は、株主が総会前予め会議の目的たる事項を記載した招集通知を受け、これについて思考した上で総会に出席することを予定するから（松田・前掲一八六頁）全員出席総会は思考の機会を欠くことになる。また有限会社法三八条は、社員総会について「総社員の同意あるときは招集手続きを経ずして之を開くことを得」とする明文規定を置いているのに、株主総会についてはこのような規定を欠くことをその理由としている。株主総会は、本来株主の全員が出席して決議により会社の意思決定をすることを理想とするものであり、総会招集の手続きはそのために全株主に対し通知して株主に出席の機会と議決に参加するための準備の機会を与えようとするのであるから、たとえ招集規定を遵守しない場合でも、株主全員が出席し、招集手続き上の瑕疵追求権を放棄して決議をするならば、これを有効な総会決議と認めて差し支えないといえよう。比較法的に見ても、ドイツの多数説、判例（RG 92. 45）は全員出席総会を有効とし、招集権者、招集機関及び公告に関する招集手続きの規定の趣旨は（株式法一二一条以下）、各株主に出席の可能性を保証することにあるから、全株主がこの手続きの遵守を放棄し開催に同意し議案が示されるならば総会は成立し、決議は有効と解している（Baumbach-Hueck, Aktiengesetz 1968. S. 398; Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz 1967. Bd 1. S. 646）。また、スイス債務法も明文の規定でこれを認めているし（七〇一条）、英国でもアメリカでも判例上これを認めている（Scranton Axle & Spring Co. Scranton Board of Trade, 271 Pa. 6. 113A838 (1921) GD. Hornstein, Corporation Law and Practice. Vol. 1 p. 415. 長浜・アメリカ会社法概説一一一頁）。

元来株式会社は多数の株主で構成されているものであるから、株主全員が出席するいわゆる全員出席総会は稀な現象である。しかし招集手続きに関する規定の趣旨およびそれによって決議を無効とすることによる法律関係の不安定をできる限り避ける意味からすれば、例外的にこれを認めるべきであると考える。よって私は近時の通説を妥当と考える。一人会社の場合は、会社の株式の全保有者たる株主が出席すれば全員出席総会となるが、一人会社の場合と全員出席総会とを比較してみると、全員出席

総会は法定の招集手続きはないまでも、株主が数人存在していてしかもその株主全員がその会合に出席して総会を開くことに同意し、異議なく決議する場合である。したがってこの場合は少なくとも外観上は会議および決議が存在する点が一人会社の場合と異なる。その意味では、一人会社の株主総会は全員出席総会の特殊な場合といえる。学説の中では一人会社の場合でも、株主総会が正式に成立するためには、この一人の株主に対し招集手続きがなされるべきだとする見解もあるが（松田・前掲一八八頁）、多くのケースではその株主が同時に代表取締役であるから、自分が自分自身に招集手続きをとるとするのも形式的な議論であり、賛成しえない。一人会社の場合は、その総会決議を要するとする理由が株主の利益だけを考慮しているならば、その株主の意思決定をもって株主総会の決議としてもよいと考える。

経営委任に際し、株主総会決議を要するとしたのは、株主の利益を考慮しているのであるから、一人会社の場合はその株主の決定を商法二四五条一項一号に必要な総会の特別決議にかえるとすることは妥当である。本件において、YがX会社の一人株主であるAとの間でなした経営委任を総会決議の特別決議に置きかえるとした本件判旨は正当であると考える。

なお、本件につき、法人格が全くの形骸にすぎない法人格否認のケースとしても同様の結論が導かれるとも考えられるし、また、一人会社の方から総会決議のないことを主張するのは、禁反言に反するということからも同様の結論が導かれると考える。

米津　昭子

〔下級審民訴事例研究　二三〕

23　財産所在地を理由に我国の国際裁判管轄権が認められた事例

東京地裁八王子支部平成三年五月二二日中間判決（平成元（ワ）一三八四号売買手数料等請求事件、判例タイムズ七五五条二一三頁）

〔事　実〕

日本法人X_1（共同原告）及びその代表者X_2（共同原告）と、Y（ハワイ在住の米国人、被告）との間で、昭和五七年五月二二日に、訴外A（ハワイ州法人）がハワイに所有する土地を日